

平成11年 3月 2日
平成22年12月28日一部改正
平成26年12月16日一部改正
平成29年12月 8日一部改正

児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について

学校保健安全法に基づき、校長は学校における児童生徒健康診断の実施に関する管理監督を行うが、大阪府教育庁による指針である「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のために」の趣旨を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント等の防止について下記のとおり留意すること。

記

〈事前準備〉

- 1 健康診断実施の意義や目的について、児童生徒に理解させるよう指導すること。
- 2 実施方法等について、学校医と事前に打ち合わせを十分行うこと。
- 3 健康診断の実施を通して人権教育の啓発を行うこと。
 - ・ 校内の表示や印刷物の点検を行うこと。
 - ・ 児童生徒及び教職員に問題が生じた場合の対応方法を伝えること。
 - ・ 児童生徒に相談窓口の周知を行うこと。
- 4 児童生徒保健委員会を開催し、実施計画に児童生徒の意見を反映させること。
 - ・ あらかじめ男女別の受検時間や受検場所を設定すること。
 - ・ 検診場所、検尿提出場所などの決定に当たっては、児童生徒の代表による事前点検を行うなど、プライバシーが守られるよう十分配慮すること。

〈実施中〉

- 1 検診機関職員に対し、対応や発言等についての注意を促すこと。
- 2 測定結果の記録を児童生徒が担当する場合、実施計画の再検討を行い、児童生徒本人または教職員が記入するよう改めること。
- 3 検診時の児童生徒の脱衣が、他の児童生徒の目に触れないように配慮をすること。
- 4 児童生徒から相談や苦情があった場合、担当教職員がその内容等を把握の上、適切に対処し、校長へ報告すること。また、児童生徒から事情を聴取する際、同性の職員が同席するなど配慮を行うこと。

〈実施後〉

- 1 児童生徒保健委員会等の機会を捉えて、児童生徒から健康診断の実施状況について意見を聞き、その評価を踏まえ次年度に向けて検討を行うこと。
- 2 児童生徒が性的な言動等により不愉快な思いをした、または見聞きしたという申出があった場合、校長は状況を調査・確認の上、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のために」に基づき、府教育委員会と連携し厳正に対応すること。